

平成 30 年定例会
環境生活農林水産常任委員会
説明資料

◎ 所管事項説明

1	気候変動適応法への対応について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	多様な性のあり方を知り、行動するための職員ガイドライン（仮称）に ついて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
3	三重県犯罪被害者等支援条例（仮称）について・・・・・・・・	8
4	各種審議会等の審議状況について・・・・・・・・・・・・・・・・	32

平成 30 年 12 月 10 日

環境生活部

1 気候変動適応法への対応について

1 気候変動適応法の概要

地球温暖化に起因して、生活や社会経済活動、自然環境に気候変動影響が生じ、それが長期にわたり拡大するおそれがあることから、その被害を回避し、もしくは軽減する取組を促進することを目的として、本年6月13日に気候変動適応法が公布され、12月1日に施行されました。（別紙1）

（1）国の責務

国は、気候変動、気候変動影響、気候変動適応に関する科学的知見の活用を図り、気候変動適応に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、気候変動適応計画を策定し、当該計画の進捗管理を行うとともに、国立環境研究所を情報収集等の拠点として、情報の整理・分析や地方自治体への技術的支援を行うこととされました。

（2）都道府県等の責務

都道府県および市町村は、地域の状況に応じた気候変動適応に関する施策を推進するよう努めるものとされ、以下の3項目が規定されました。

- ① 地域の状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進を図るため、国の気候変動適応計画をふまえ、地域気候変動適応計画を策定するよう努めること。
- ② 地域の気候変動影響および気候変動適応に関する情報の収集・整理・分析等を行う拠点として、地域気候変動適応センターの確保に努めること。
- ③ 広域的な連携による気候変動適応に関する必要な協議を行うため、国や地方自治体で組織し、全国7ブロックに設置される気候変動適応広域協議会へ参画すること。

2 県の取組と今後の対応

地球温暖化対策は、温室効果ガスの排出削減などの「緩和策」に加え、気候変動の影響による被害を回避・軽減する「適応策」も併せて推進することが重要です。

このため、本県では、全国に先駆け、「緩和策」として、平成13年度から事業者の自主的な温室効果ガスの削減取組を促進するための地球温暖化対策計画書制度を導入するとともに、「適応策」として、平成25年12月に制定した三重県地球温暖化対策推進条例に、適応に関する県民への情報提供に係る規定を盛り込み、普及啓発に取り組んでいます。

【具体的な取組】

- ・気候変動適応セミナーや気候講演会の開催（平成24年度から毎年開催）
- ・「三重県気候変動影響レポート2014」の発行（平成26年10月）
 - * 三重県の気候変動やその影響についてとりまとめた小冊子。現在、改定作業を進めており、内容を充実させ、年度内の発行を予定。
- ・「三重県の気候変動影響と適応のあり方について」の作成（平成28年3月）
 - * 地域気候変動適応計画の策定に向けて、気候変動による影響と適応の考え方や、本県の適応策の基本的な方向性等をとりまとめた報告書。

今後、これまでの取組をふまえ、気候変動適応法の規定に基づき、地域の状況に応じた適応施策を推進するための「地域気候変動適応計画」の策定や、地域の気候変動影響や適応に関する情報の収集・整理・分析等を行う拠点となる「地域気候変動適応センター」の確保に向けた準備等、本県の適応施策について検討し、取組を進めてまいります。

気候変動適応法の概要

平成 30 年 6 月 13 日公布
平成 30 年 12 月 1 日施行

○温室効果ガスの排出削減対策(緩和策)と、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策(適応策)は車の両輪。

○本法により適応策を法的に位置付け、関係者が一丸となって適応策を強力に推進。

背景

我が国において、気候変動の影響がすでに顕在化し、今後更に深刻化するおそれ。適応策が重要。

米・果樹

水稲の白未熟粒(右)
(写真提供:農林水産省)

みかんの浮皮症(右)
(写真提供:農林水産省)

熱中症患者の増加

7~9月の全国熱中症搬送者数

(出典:総務省消防庁 熱中症情報 救急搬送状況より環境省作成)

熱中症・感染症

ヒトスジジマカの分布北上(デング熱の媒介生物)
(写真提供:国立感染症研究所 寄生虫医学部)

豪雨の増加

災害・異常気象

強い台風の発生数等の増加(将来予測)
(画像提供:気象庁)

生態系

サンゴの白化
(写真提供:環境省)

日本の年平均気温は、100年あたり 1.19℃の割合で上昇している。今後さらなる上昇が見込まれる。
(出典:気候変動監視レポート2016(気象庁))

法律の概要

1. 適応の総合的推進

- 国、地方公共団体、事業者、国民が気候変動適応の推進のため担うべき役割を明確化。
- 国は、農業や防災等の各分野の適応を推進する気候変動適応計画を策定。その進展状況について、把握・評価手法を開発。(開議決定の計画を法定計画に格上げ。更なる充実・強化を図る。)
- 気候変動影響評価をおおむね5年ごとに行い、その結果等を勘案して計画を改定。

各分野において、信頼できるきめ細かな情報に基づく効果的な適応策の推進



- 将来影響の科学的知見に基づき、
- ・高温耐性の農作物品種の開発・普及
 - ・魚類の分布域の変化に対応した漁場の整備
 - ・堤防・洪水調整施設等の着実なハード整備
 - ・ハザードマップ作成の促進
 - ・熱中症予防対策の推進
- 等

2. 情報基盤の整備

- 適応の情報基盤の中核として国立環境研究所を位置付け。

「気候変動適応情報プラットフォーム」(国立環境研究所サイト)の主なコンテンツ

コメの収量の将来予測

砂浜消失率の将来予測

※品質の良いコメの収量

<http://www.adaptation-platform.nies.go.jp/index.html>

3. 地域での計画の策定

- 都道府県及び市町村(東京23区を含む。)に、地域気候変動適応計画策定の努力義務。
- 地域において、適応の情報収集・提供等を行う拠点(地域気候変動適応センター)機能を担う体制を確保。
- 広域協議会を組織し、国と地方公共団体等が連携して地域における適応策を推進。

4. 適応の国際展開等

- 国際協力の推進。
- 事業者等の取組・適応ビジネスの促進。

2 多様な性のあり方を知り、行動するための職員ガイドライン（仮称） について

県では、誰もが平等に尊重され、自分らしく安心して暮らせる社会をめざし、人権尊重およびダイバーシティ社会推進に向けた取組を進めています。こうした中で、県民の皆さんの間にLGBTをはじめ多様な性のあり方に関する正しい理解が広がり、多様性を認め合う社会となるよう取り組んでいく必要があると考えています。

そのためには、県民に対応をする職員自身の適切な行動等が求められることから、職員向けのガイドラインを本年度内に作成できるよう、ダイバーシティ社会推進本部等で検討を進めています。

1 ガイドライン作成の目的

- ・職員がLGBTなど多様な性のあり方についてより理解を深め、適切に行動していくため、また職員自身がLGBT等の当事者である場合においても安心して働ける職場としていくため、職員や職場がどのような姿勢で、どう行動すべきかについての基本的な考え方をまとめます。
- ・当ガイドラインに基づき、職員が自身の考え方や行動、担当業務における対応などを見つめ直すことを目的とします。

【多様な性のあり方】

性にはさまざまな要素があり、その要素の組み合わせによって、さまざまなセクシュアリティ（性のあり方）が形作られています。

性のあり方は、人が自然にもっているもので、一人ひとりが少しずつ違います。

- ・身体の性 : 生物学的性
- ・心の性 : 性自認
- ・好きになる性 : 性的指向
- ・表現する性 : 性表現

【LGBT】

LGBTとは、レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダーの頭文字をとって組み合わせた総称語です。

Lesbian	Gay	Bisexual	Transgender
レズビアン	ゲイ	バイセクシュアル	トランスジェンダー
女性の同性愛者	男性の同性愛者	両性愛者	身体と心の性が一致していないと感じる人

LGBは性的指向に基づくもので、Tは性自認に関するものです。性的指向や性自認などさまざまな要素の組み合わせによって、一人ひとりのセクシュアリティが形作られるので、例えば、トランスジェンダーであり異性愛者の方もいますし、トランスジェンダーでありレズビアン、ゲイ、またはバイセクシュアルの方もいます。その他、LGBTという言葉では表せないほど、多様な性のあり方が存在します。

2 ガイドラインの骨子案

(1) 職員として知っておくべき基礎知識

- ・性を構成する要素
- ・LGBTなど関連用語 等

(2) 職員としての基本的な姿勢・行動 6つのポイント

① LGBTをはじめ多様な性的指向・性自認についての正しい知識を身に付け、理解を深める

LGBTをはじめ多様な性的指向・性自認に関する知識を持ち、LGBT等の当事者の存在や悩みに気づくことが大切です。知ることは、変わるための第一歩です。より関心を持ち、書籍を読む、研修に参加するなど、正しい知識を身に付け、理解を深めましょう。

② 性のあり方は多様であることに配慮した言動をする

周囲にLGBT等の当事者が“いない”のではなく、“本人が言えない”“見えていない”だけかもしれません。例えば、性的指向や性自認などについて面白がって話すようなことをしない、性別を決めつけないなど、性のあり方が多様であることに配慮した言動をしましょう。

③ カミングアウトや相談を受けた場合は、真摯に受け止める。アウティングは絶対にしない

カミングアウトや相談を受けた際には、例えば、打ち明けてくれてありがとうと伝える、何に困っているのかをしっかりと聴くなど、LGBT等の当事者本人の思いを受け止めることが大切です。また、プライバシーに配慮することが必要です。当事者本人の性的指向や性自認について、周囲との情報共有が必要な場合は、必ず本人の同意を取った上で行うこととし、本人の了承なく、プライバシーに関することや個人情報を知りの人に伝えること（アウティング）は絶対にしてはいけません。本人の思いを真摯に受け止める姿勢、寄り添う姿勢で対応しましょう。

④ 子どもは成長に伴い、性的指向や性自認が変わったり、深く悩んだりすることを認識し、一人ひとりに向き合う

子どもは、成長に伴い性的指向や性自認が変わったり、深く悩んだりすることがあります。また、性的指向や性自認がもとで、いじめのきっかけになったり、自殺念慮などのリスクにつながる場合があります。家族に相談できないことがほとんどであり、悩んでいる子どもが相談できる環境や、子どもへの情報提供が重要です。日頃から子どもと接する機会が多い職場で働く職員は、子どもたちの中にも悩んでいるLGBT等の当事者がいることを前提に一人ひとりに向き合いましょう。

⑤ 来客対応等において、名前や性別に関する情報は慎重に扱う

名前から想定される性別と見た目が異なるため、名前を呼ばれることを避けたい人もいます。例えば、名前・性別をなるべく言わない、電話の声質で性別を判断しないなど、普段から名前や性別に関する情報は慎重に扱きましょう。また、家庭環境等を尋ねる場合、パートナーが異性であるとは限らないことも念頭に置いておきましょう。

⑥ 担当業務において、LGBT等の当事者が困難を感じることはないか考える

家庭や職場などでの日常生活の中で、あるいは災害時などに、LGBT等の当事者が困難や不都合を感じることはないか、それらにどう対応できるか、各自が担当する業務において考えましょう。

なお、ガイドラインの中では、ポイントごとに具体的な対応例や参考事例を記載します。(別紙1)

(3) 相談機関等の情報

- ・相談機関および支援団体等の情報

(4) 参考文献

- ・ガイドライン作成にあたり参考とした書籍等の情報

3 今後の対応

引き続き、本年度内の作成をめざし検討を進め、

- ・ガイドラインが完成次第、県議会議員および報道機関へ資料提供をするとともに、県ホームページへ掲載します。
- ・また、ガイドライン完成後は、職員研修等を通じ、ガイドラインに沿って職員が多様な性のあり方への理解を深め、適切に行動していけるよう取り組んでいきます。

(例) ポイント①関係 県内当事者の声(悩み、困りごとなど)を紹介

(イメージ)

- ・身近にLGBTの人がいない人は、理解が進んでいない。自然に打ち明けられる環境ができることを望む。
- ・自分が勇気を出せないことに加え、周囲のLGBTに対する知識や認識不足もあり、自信を持ってカミングアウトができない。
- ・同性愛への偏見が少しでも減るといい。
- ・幼少期に自覚する人が多いため、保護者や学校の理解促進を望む。
- ・学生の頃は、相談できる場所がほしいと悩んでいた。
- ・制服、トイレ、体育の授業など、性別で分けられることも多く憂鬱だった。
- ・コンビニなどの男女兼用トイレはいいが、男女別の場合のみは、入りづらい。
- ・役所の書類等における不要な性別欄は廃止してほしい。
- ・カミングアウトを理解してもらえず、正社員になれなかった。

※『三重県内LGBT当事者アンケート(一般社団法人ELLY 2016年1月実施)』の主な意見を要約して紹介

(例) ポイント③関係 カミングアウトや相談を受けた場合の対応例

(イメージ)

「カミングアウト」：自分の性的指向や性自認などを自分の意志で他者に伝えること

「アウトティング」：本人の了解を得ずに、本人が公にしている性的指向や性自認をその他の人に伝えること

カミングアウトは、あなたを信頼して打ち明ける行為であり、アウトティングは決して許されない行為です。

具体的な対応にあたっては、例えば、

- ・決して否定せず、その人の話に耳を傾ける。
- ・話してくれてありがとうと伝える。
- ・相手が何を望んでいるのか、何に困っているのかをしっかりと受け止める。
- ・たとえ内容が事実であったり、相手を思っている行動であっても、周囲と情報を共有する場合は、必ず本人の同意を取る。
- ・これまでに打ち明けた範囲や、誰に伝えていいのか、悪いのかを聴く。
- ・相談窓口、支援団体などの正確な情報を、必要に応じて伝える。 など

3 三重県犯罪被害者等支援条例（仮称）について

1 これまでの経緯

本県における犯罪被害者等支援の拠りどころとなる、「三重県犯罪被害者等支援条例（仮称）」の制定に向けて、本年8月に、条例の制定に向けた県としての基本方針を取りまとめました。これを受け、「三重県犯罪被害者等支援条例（仮称）検討懇話会」（以下「検討懇話会」という。）において有識者等からいただいたご意見等もふまえ、9月に素案を取りまとめました。

2 「三重県犯罪被害者等支援条例（仮称）」中間案

素案に対する環境生活農林水産常任委員会でのご意見、庁内における議論等をふまえ、条例の目的や基本理念、基本的施策等について、別紙のとおり「三重県犯罪被害者等支援条例（仮称）中間案」を取りまとめました。（別紙1）

3 条例制定に向けた検討

「三重県犯罪被害者等支援条例（仮称）」の制定に向けては、引き続き検討懇話会においてご議論をいただき、このたびの当常任委員会におけるご意見をふまえた上で、パブリックコメントや市町への意見照会等を行い、平成31年2月定例会月会議において条例議案が提出できるよう、進めていきます。

【第3回検討懇話会（11月12日）】

〈議題1〉

「三重県犯罪被害者等支援条例（仮称）」における犯罪等および犯罪被害者等の対象と範囲の考え方について

〈主な意見〉

- 犯罪被害者等基本法（以下「基本法」という。）や犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（以下「犯罪被害者等給付金法」という。）を踏襲する原案でよいと考える。
- 条例では、ある程度広い概念でとらえ、個々の施策において、その施策における概念を定めていくということでのよいのではないかと考える。
- 「犯罪等」については、この定義（「犯罪およびこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」）でよいが、「家族」の定義は複雑であり、「家族」の範囲については、もう少し詰めておく必要がある。
- 犯罪被害者等給付金法よりは、基本法を意識し、基本法の概念に沿って広く網をかけるという趣旨でのよいのではないかと考える。「親族」ではなく、あえて「家族」としたことも、広い概念を含みうると考える。「家族」という表現は、広い部分を含みうる。

- 見舞金を創設するのであれば、見舞金の給付対象者等については、よく検討していただきたい。

《議題2》

「三重県犯罪被害者等支援条例（仮称）」案の検討にあたって

＜主な意見＞

- 事務局案については、よくできているという感想である。
- 二次被害について、報道による二次被害が入っていないのが残念である。再度検討いただきたい。
- 市町の担当課（窓口）は、兼務体制が多く、相談があっても何をすればよいのか分からないケースがあるため、条例を制定することにより市町の取組を補完していく必要がある。
- 支援従事者の育成、支援従事者に対する支援は、他県の条文にないことから、先進的だと考える。
- 「再被害の防止」の項目を設け、安全の確保、個人情報の適切な管理を一つにまとめていただけないか。

4 来年度以降の具体的な取組について

(1) 総合的な推進体制の整備

犯罪被害者等支援に係る施策は多岐にわたっており、総合的かつ計画的に取組を進めることができるよう、県の関係部局をはじめ、市町、関係機関等が連携した総合的な推進体制を整備するとともに、「推進計画」の策定を進めていきます。

(2) 経済的負担の軽減について

本県が実施した実態調査の結果からは、犯罪被害者等が、犯罪被害にあった直後に経済的な困窮に直面している様子が窺えることから、被害直後に活用できる資金として、見舞金制度を導入します。見舞金制度は、以下の点から検討を進めています。

ア 国制度との関係について

国からは、犯罪被害者等給付金法に基づき、犯罪被害者等給付金が支給されます。本県の見舞金の支給対象については、犯罪被害者等給付金法の考え方に沿って検討を進めていきます。

イ 犯罪被害者等給付金の種類および支給額

①遺族給付金：犯罪行為により死亡した者の遺族に対して支給

②重傷病給付金：犯罪行為により重傷病を負った者に対して支給

重傷病については、1月以上の加療および3日以上入院を要するもの

③障害給付金：犯罪行為により障害が残った者に対して支給

なお、これらの給付金に係る支給額については、犯罪被害者の年齢や勤労による収入の額などに基づき算定されます。

ウ 他自治体における見舞金の導入状況について

本県においては、見舞金制度を導入している市町はありませんが、全国では、主に市区町村で見舞金制度が導入されており、200の市区町村（3政令指定都市を含みます）で導入されています。（例：死亡見舞金、傷害見舞金等）

（3）県民理解の促進

犯罪被害者等支援の取組を進めるのにあたっては、地域社会はもとより、事業所や学校等において、県民の皆さんの理解の促進を図ることが重要なことから、啓発イベントの開催、学校等への講師派遣などの取組を進めていきます。

5 今後の制定スケジュール

○平成30年12月から平成31年1月

パブリックコメント、市町への意見照会

○平成31年1月

第4回検討懇話会

○平成31年2月

県議会定例会会議：条例議案提出

○平成31年4月

条例施行

三重県犯罪被害者等支援条例（仮称）中間案

【条例制定に向けた考え方】

平成25年8月25日に朝日町内で、中学生が殺害されるという痛ましい事件が発生しました。本年6月に当該事件被害者のご家族から、犯罪被害者等の置かれている状況について、切実なお手紙をいただき、犯罪被害者等支援のさらなる充実と条例の制定についての要望をいただきました。

県では、これまでも犯罪被害者等支援に係る取組を進めてきましたが、今回改めて、国における取組、他都道府県の取組などを調査、研究するとともに、犯罪被害者等の実態調査等を実施しました。その結果、犯罪被害者等の皆さんがさまざまな支援を必要とされていることが明らかとなり、犯罪被害者等支援の取組の重要性を改めて認識し、犯罪被害者やそのご家族、ご遺族の声に耳を傾け、寄り添った支援を行うとともに、全ての県民や事業者等が一体となって、犯罪被害者等を支える社会を実現するための施策を講ずる必要があると考えます。

このため県では、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、県、県民、事業者および民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進することとします。それにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建に対する支援を行うとともに、犯罪被害者等を支える社会の形成を促進することを目的として、犯罪被害者等支援条例（仮称）を制定します。

【構成案】

＜第1章 総則＞

第1条	目的
第2条	定義
第3条	基本理念
第4条	県の責務
第5条	県民の責務
第6条	事業者の責務
第7条	民間支援団体の責務

＜第2章 推進体制の整備＞

第8条	総合的な支援体制の整備
第9条	推進計画
第10条	支援従事者の育成
第11条	支援従事者に対する支援
第12条	民間支援団体等への支援
第13条	市町への支援等
第14条	財政上の措置

＜第3章 基本的施策＞

第15条	相談及び情報の提供
第16条	経済的負担の軽減
第17条	保健医療サービス及び福祉サービスの提供
第18条	損害賠償請求への支援
第19条	安全の確保
第20条	居住の安定
第21条	雇用の安定
第22条	県民の理解の促進
第23条	学校における教育の促進
第24条	個人情報の適切な管理

三重県犯罪被害者等支援条例（仮称）中間案

第1章 総則

【目的】

第1条 この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建に対する支援を行うとともに、犯罪被害者等を支える社会の形成を促進することを目的とする。

【定義】

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び危害を加えられることをいう。
- (4) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の偏見や心無い言動、プライバシーの侵害、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、経済的な損失等の被害をいう。
- (5) 民間支援団体 犯罪被害者等支援を行うことを主たる目的とする民間の団体をいう。

【基本理念】

第3条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を尊重し、犯罪被害者等の立場に立って適切になされなければならない。

2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害又は二次被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている生活環境その他犯罪被害者等の事情に応じて適切に推進されなければならない。

3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の心身の状況の変化に応じた必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。

【県の責務】

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国及び市町との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等支援に関する施策（以下「犯罪被害者等支援施策」という。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、犯罪被害者等支援施策の策定及び実施に当たっては、国、市町等関係機関及び民間支援団体その他犯罪被害者等支援に関係する者と相互に連携を図るものとする。

【県民の責務】

第5条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めるものとする。

【事業者の責務】

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、その事業活動を行うに際し、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、犯罪被害者等である従業員の就労の支援及び勤務に十分配慮するとともに、必要な支援を行うよう努めるものとする。

【民間支援団体の責務】

第7条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する知識及び経験を活用し、犯罪被害者等を支援するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 推進体制の整備

【総合的な支援体制の整備】

第8条 県は、国、市町等関係機関及び民間支援団体その他犯罪被害者等支援に関係する者と連携し、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建に対する支援を行うとともに、必要な犯罪被害者等支援施策を推進するための総合的な支援体制の整備に努めるものとする。この場合において、県は、犯罪被害者等の二次被害の防止及び被害の潜在化の防止について、留意するものとする。

2 県は、総合的な支援体制の整備に当たっては、それぞれの犯罪等による被害の状況を踏まえ、犯罪被害者等が犯罪被害者等支援に関係する行政機関及び民間支援団体その他犯罪被害者等支援に関係する者のいずれに支援を求めた場合であっても、必要な支援を途切れることなく受けることができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

【推進計画】

第9条 県は、犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援に関する計画（以下この条において「推進計画」という。）を定めるものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 犯罪被害者等支援に関する基本方針
- (2) 犯罪被害者等支援に関する具体的施策
- (3) 前二号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援施策を推進するために必要な事項

- 3 県は、推進計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 県は、推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。
- 6 県は、推進計画に基づく施策の実施状況について公表するものとする。

【支援従事者の育成】

- 第10条 県は、犯罪被害者等が必要な支援を受けることができるよう、県及び市町の職員その他犯罪被害者等支援に従事する者（以下「支援従事者」という。）に対し、犯罪被害者等支援に関する研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 2 県は、支援従事者に対し、自らの配慮に欠けた言動により、犯罪被害者等に対し二次被害を与えることがないよう、犯罪被害者等支援に関する研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

【支援従事者に対する支援】

- 第11条 県は、支援従事者が犯罪被害者等支援を行う過程において犯罪被害者等と同様の心理的外傷を受けることを防止するため、支援従事者に対する研修その他の必要な施策を講ずるものとする。

【民間支援団体等への支援】

- 第12条 県は、民間支援団体等の活動の促進を図るため、犯罪被害者等支援に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

【市町への支援等】

- 第13条 県は、市町が相談体制の充実その他の犯罪被害者等支援施策を実施する際に、情報の提供及び助言その他の必要な支援を行うものとする。
- 2 市町は、地域の状況に応じ、犯罪被害者等への支援において、県と相互に連携し、及び協力するものとする。

【財政上の措置】

- 第14条 県は、犯罪被害者等支援施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 基本的施策

【相談及び情報の提供】

第15条 県は、犯罪被害者等が早期に日常生活及び社会生活を営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、専門的知識又は技能を有する者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

【経済的負担の軽減】

第16条 県は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

【保健医療サービス及び福祉サービスの提供】

第17条 県は、犯罪被害者等が犯罪等による心理的外傷その他の心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

【損害賠償請求への支援】

第18条 県は、犯罪被害者等が行う損害賠償請求に関し、犯罪被害者等の状況を踏まえ、情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

【安全の確保】

第19条 県は、犯罪被害者等の再被害及び二次被害を防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導及び助言、犯罪被害者等に係る個人情報 の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

【居住の安定】

第20条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の生活の安定を図り、又は犯罪被害者等の再被害及び二次被害を防止するため、県営住宅の優先入居その他の必要な施策を講ずるものとする。

【雇用の安定】

第21条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等の就労に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、事業者が犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深めるとともに、犯罪被害者等を支えるための職場環境の整備改善及び二次被害の防止に向けた取組その他犯罪被害者等支援を促進できるよう、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

【県民の理解の促進】

第22条 県は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について県民の理解等を深めるとともに、二次被害を防止し、犯罪被害者等を地域社会で孤立させることのないよう、犯罪被害を考える週間を設定し、啓発を図るとともに情報の提供、教育の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 犯罪被害を考える週間は、11月25日から12月1日までの間とする。

【学校における教育の促進】

第23条 県は、学校の設置者等と連携し、学校において児童、生徒等に対して犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深めるとともに、二次被害を防止するための教育その他の必要な施策を講ずるものとする。

【個人情報の適切な管理】

第24条 県は、個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及び関係者の個人情報を適切に保護するものとする。

2 支援従事者が犯罪被害者等及び関係者の個人情報を取り扱う場合も同様とする。

「三重県犯罪被害者等支援条例（仮称）」制定にあたっての
犯罪被害者等実態調査（最終集計）

平成30年12月

三重県

目 次

1 調査の目的

2 調査方法

3 集計方法

4 調査結果

【問1：回答者の属性】

【問2：被害後の問題】

(1) 経済面について

(2) 生活面について

(3) 心身の不調について

(4) 人間関係について

(5) その他、悩まれた問題について

【問3：必要な支援】

【問4：受けられた支援】

【問5：その他ご意見】

1 調査の目的

「三重県犯罪被害者等支援条例（仮称）」の制定を検討するにあたり、実際に犯罪の被害に遭われた方、およびそのご家族等（以上をあわせて「犯罪被害者等」といいます。）を対象として、犯罪被害者等が求める支援施策を把握し、本県における犯罪被害者等支援に係る条例案および今後の取組に反映させることを目的に実施しました。

2 調査方法

(1) 調査対象

みえ犯罪被害者総合支援センターに実際に相談を行っている犯罪被害者等（35名）を対象としました。

(2) 調査方法

上記調査対象者に対し、趣旨を説明したうえで、調査票を配付しました。無記名記載の調査票を郵送により回収し、24名から回答をいただきました。

(3) 調査期間

平成30年6月29日から順次調査票を送付し、8月31日を回答期限としました。

(4) 調査票および調査結果について

調査票については、名古屋市が「名古屋市犯罪被害者等支援条例（仮称）」の制定にあたって実施した「名古屋市犯罪被害者等ニーズ調査結果報告書」（平成29年7月 名古屋市）（以下、「名古屋市調査」という。）を参考にして作成しました。

なお、調査の結果については、名古屋市調査との比較検討も行っています。（本県調査では、名古屋市調査に比べ、被害者本人からの回答割合が高くなっています。）

<参考：名古屋市調査の概要>

回答総数：75人

年代：20歳未満 1人，20歳代 2人，30歳代 1人，40歳代 13人，
50歳代 19人，60歳代 22人，70歳以上 16人，不明 1人

性別：男 31人，女 43人，不明 1人

居住地：名古屋市内 12人，名古屋市外 62人，不明 1人

被害者との関係：被害者本人 3人，配偶者 5人，親 47人，子ども 16人，
きょうだい 7人，その他 1人

※被害者との関係はその内容が複数にわたるため、回答者総数より多くなっています。

3 集計方法

(1) 回答を集計し、無回答も含め、回答総数に占める割合を算出のうえグラフ化しました。

(2) 自由記述の部分については、個人や事件を特定することができる情報が含まれるため、回答の一部を抜粋し、内容を一部編集のうえ掲載しています。

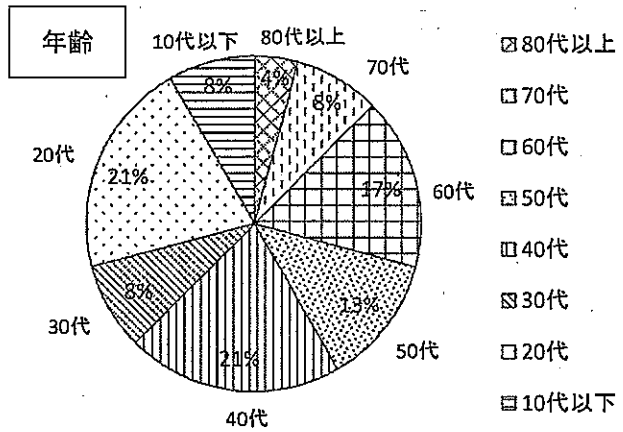
4. 調査結果

回答者の属性

問1 あなたについて(差し支えない範囲でお答えください)

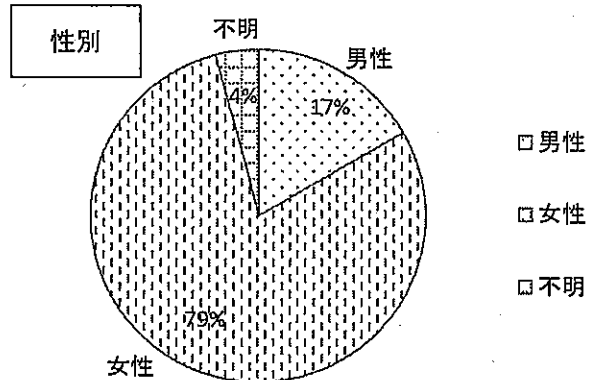
【三重県】

	年代	人数
年齢	80代以上	1
	70代	2
	60代	4
	50代	3
	40代	5
	30代	2
	20代	5
	10代以下	2
	合計	24



【三重県】

	性別	人数
性別	男性	4
	女性	19
	不明	1
	合計	24



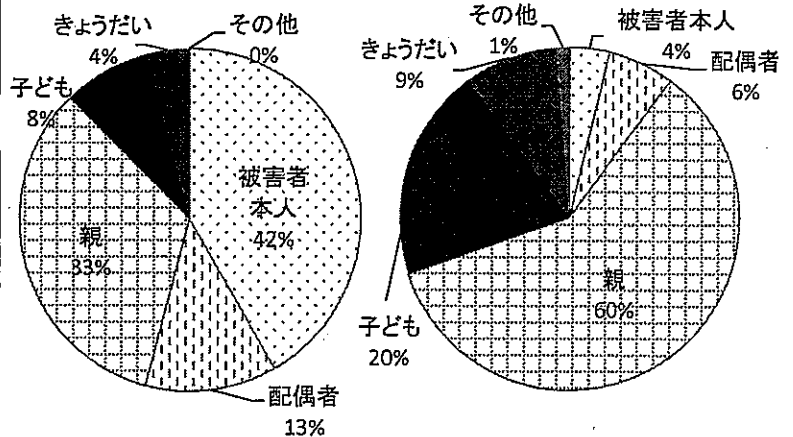
【三重県】

	回答	人数
被害者との関係	被害者本人	10
	配偶者	3
	親	8
	子ども	2
	きょうだい	1
	その他	0
	合計	24

被害者との関係

三重県

名古屋市



【名古屋市】

	回答	人数
被害者との関係	被害者本人	3
	配偶者	5
	親	47
	子ども	16
	きょうだい	7
	その他	1
	合計	79

※被害者との関係はその内容が複数にわたるため回答者総数より多い

被害後の問題

問2 被害に遭われた後、どのような問題に悩まされましたか。それぞれの項目についてご記載ください
注) 表上段が当県、下段が名古屋市の調査数値(75人)を「%」で表示(以下同じ)

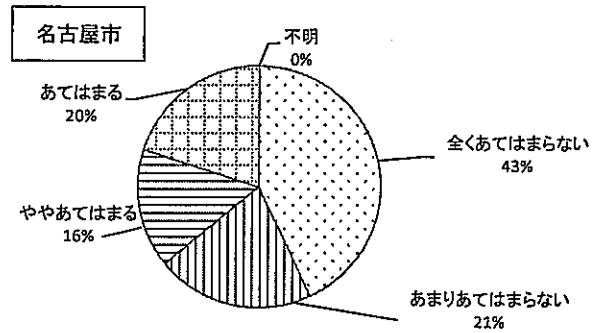
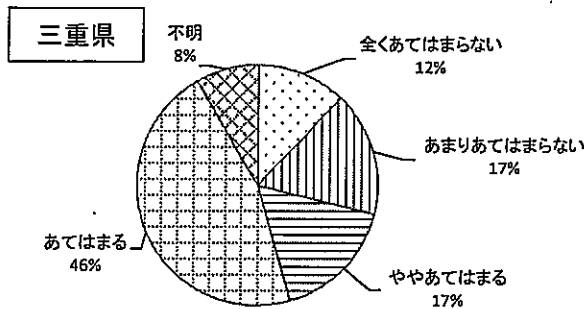
(1)経済面について

(%)

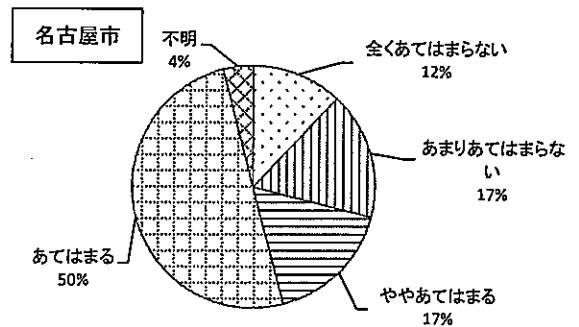
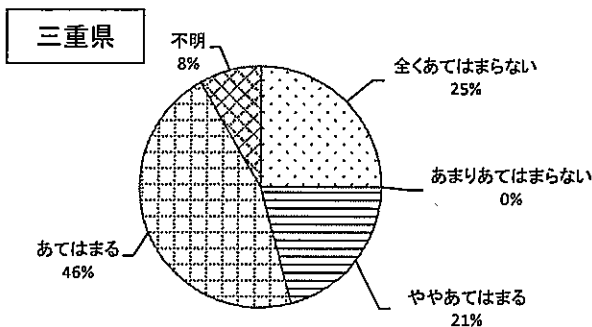
区分	全くあてはまらない	あまりあてはまらない	ややあてはまる	あてはまる	不明
① 収入が減り、生活が苦しくなった	12	17	17	46	8
② 事件に関連して、医療費、交通費、裁判費用などの負担が生じた	25	0	21	46	8
③ 事件がきっかけで退職・休職しなけ ればならなかった	33	0	8	46	13
④ 裁判で損害賠償請求が認められた が、賠償金が支払われていない	58	0	4	17	21
	46	11	1	17	25

<設問ごとの名古屋市調査との回答割合比較>

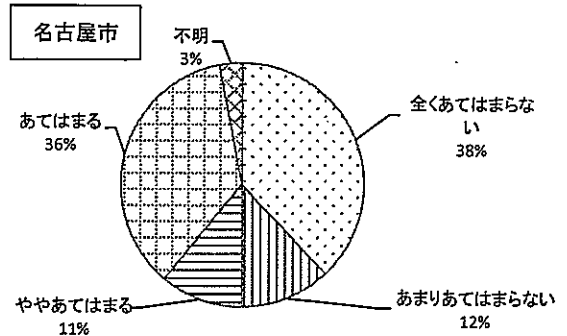
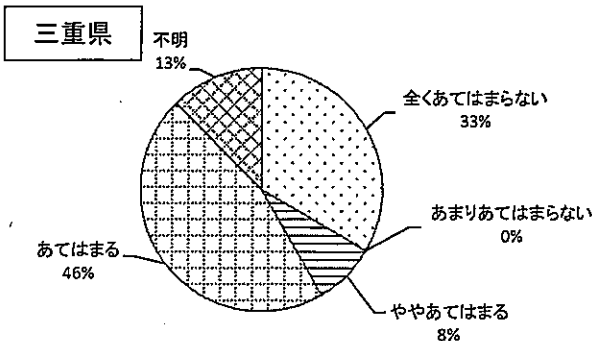
① 収入が減り、生活が苦しくなった



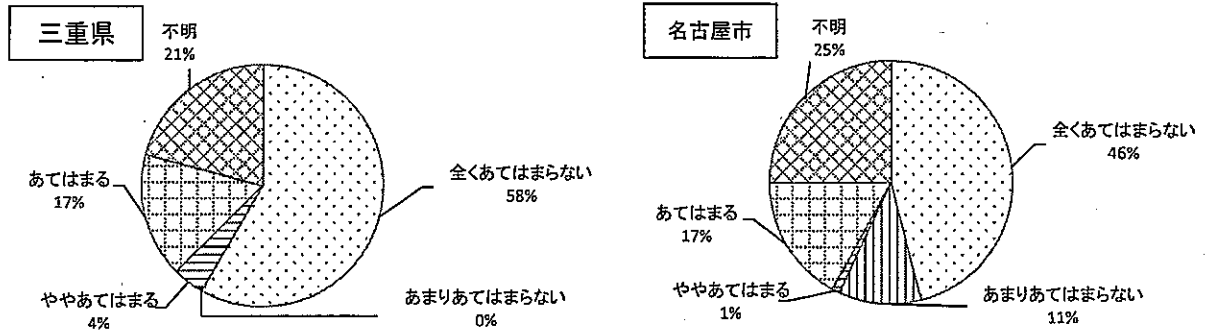
② 事件に関連して、医療費、交通費、裁判費用などの負担が生じた



③ 事件がきっかけで退職・休職しなけ ればならなかった



④ 裁判で損害賠償請求が認められたが、賠償金が支払われていない



【自由記載による回答】

- PTSDを発症し、気持ちが不安定となった。
- 通院もし、家事もあまりできなくなったことから、食費等の出費が多い。
- 学校を転校したことから、多くのお金がかかった。
- いまだ賠償金が支払われていない。
- 事件がきっかけで働くことができなくなり、生活に困窮している。
- 民事裁判の弁護士費用は苦渋の思いだった。
- 事件後、様々な出費がかさんだ。
- 賠償金が支払われないことがあり得ない。
- 仕事にたくさんの制限をかけ、収入が激減した。
- 民事裁判、損害賠償の時効延長、強制執行と費用がかかる。

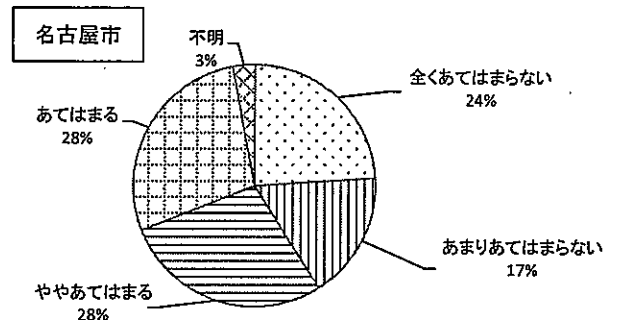
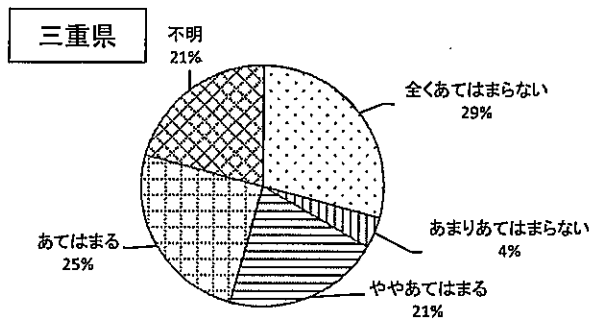
【考察】

「収入が減り、生活が苦しくなった」「事件に関連して、医療費、交通費、裁判費用などの負担が生じた」の質問に対し、「あてはまる」「ややあてはまる」と回答された方が、それぞれ63%、67%であり、自由記載でも同様の回答があるため、経済的負担の軽減を図る必要があると考えられます。

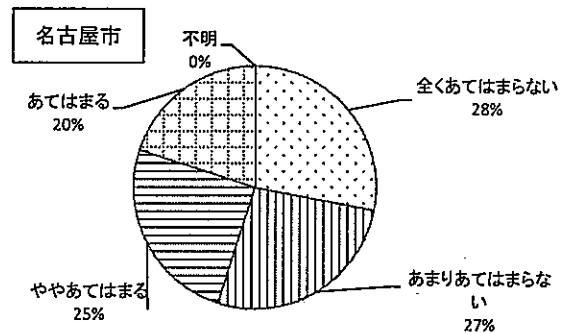
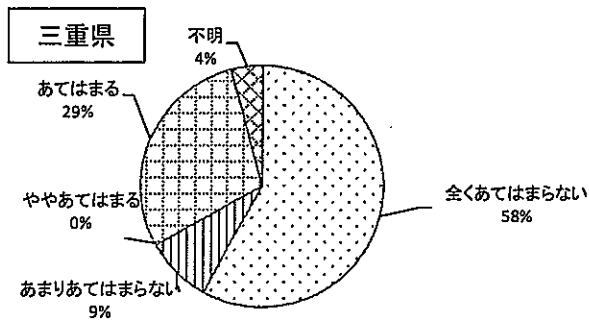
(2)生活面について

区分	全くあてはまらない	あまりあてはまらない	ややあてはまる	あてはまる	不明
① 家事、育児、介護などが出来なくなった	29	4	21	25	21
	24	17	28	28	3
② マスコミの取材で生活に支障が出た	58	9	0	29	4
	28	27	25	20	0
③ 転居しなければならなかった	42	21	12	12	13
	57	19	4	17	3
④ 刑事手続きについて分からず困った	25	8	17	37	13
	8	15	24	44	9
⑤ 民事裁判の手続きが分からず困った	29	12	13	29	17
	11	16	19	34	20
⑥ 役所の手続きが分からず困った	17	8	25	42	8
	9	25	27	24	15

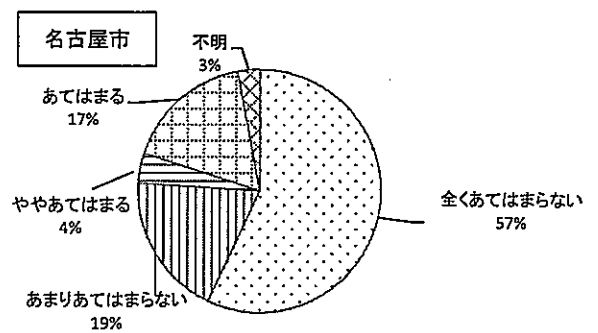
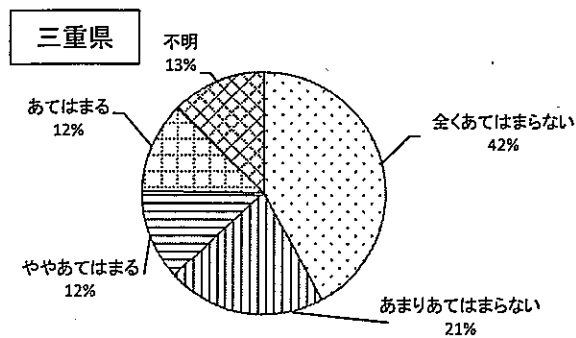
① 家事、育児、介護などが出来なくなった



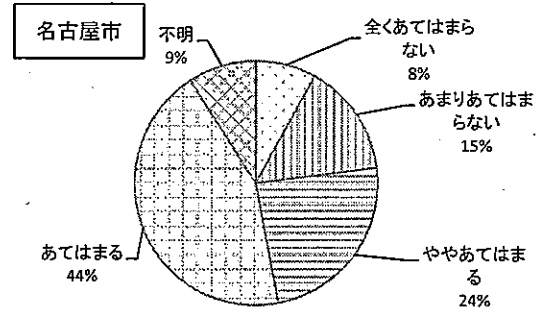
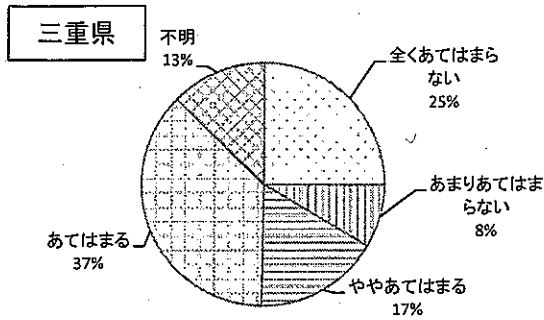
② マスコミの取材で生活に支障が出た



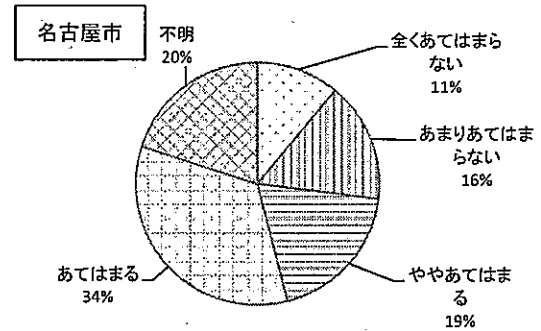
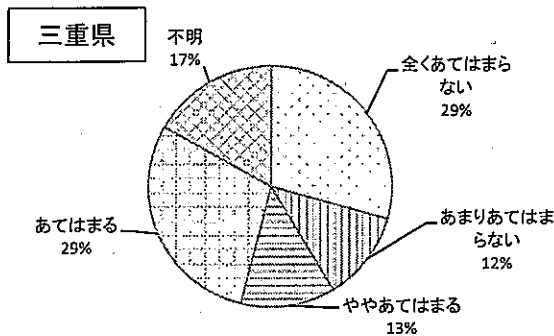
③ 転居しなければならなかった



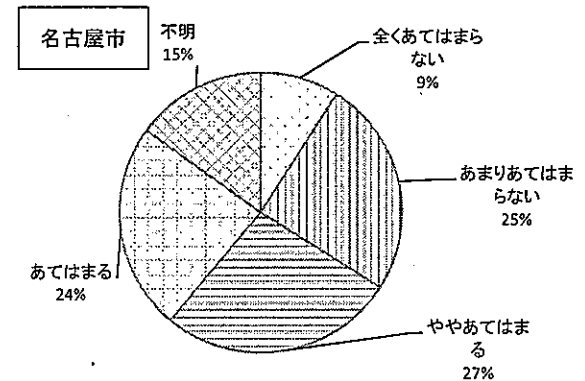
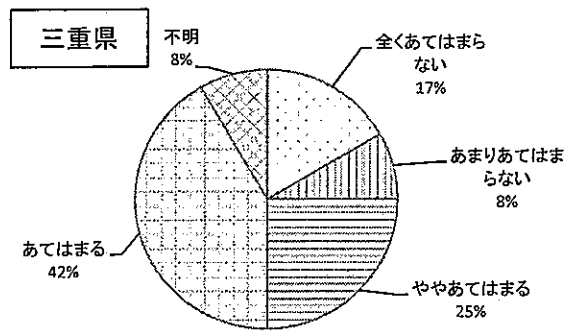
④ 刑事手続きについて分からず困った



⑤ 民事裁判の手続きが分からず困った



⑥ 役所の手続きが分からず困った



【自由記載による回答】

- 子どもの世話が全くできなくなった。
- 被害者の人権はなかった。
- 家事ができなくなった。
- 深い悲しみの中で、自分を保つのがやっとで、育児もできないほどであった。
- マスコミがしつこくて困った。
- 子どもの毎日の送迎が必要になり、仕事にも支障をきたした。
- 一時期、実家に避難しなければならなくなった。
- すべてのことを一人でしなければならなくなった。
- 玄関のインターホンが怖くなった。マスコミが駐車場に溢れ、近隣に迷惑をかけた。
- 買い物に行くことも億劫になった。

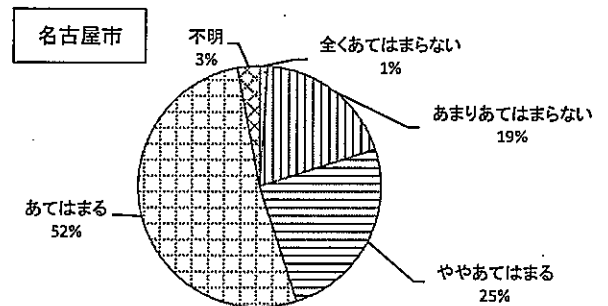
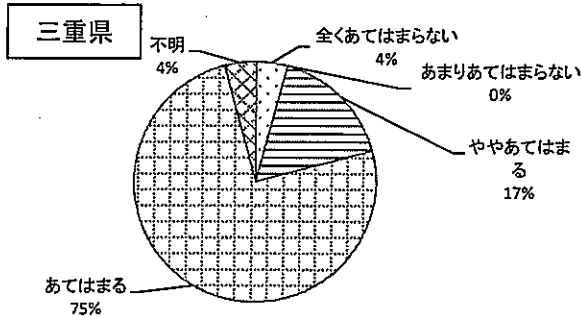
【考察】

「役所の手続きが分からず困った」の質問に対し、「あてはまる」「ややあてはまる」と回答された方が、67%であることから、必要な手続きに関する情報提供と、手続きの支援が必要と思われます。また、自由記載では、「家事」や「育児」等ができなくなった旨の回答をされる方が多いことから、寄り添い、付き添い支援が必要であると考えられます。

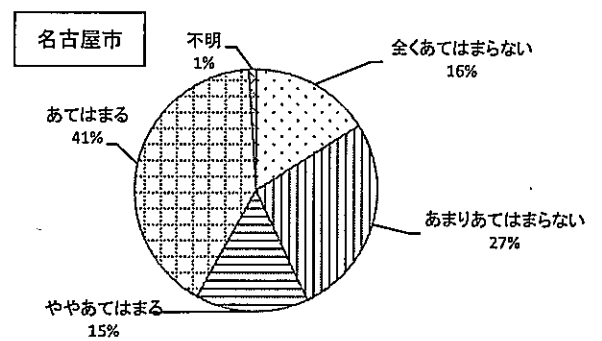
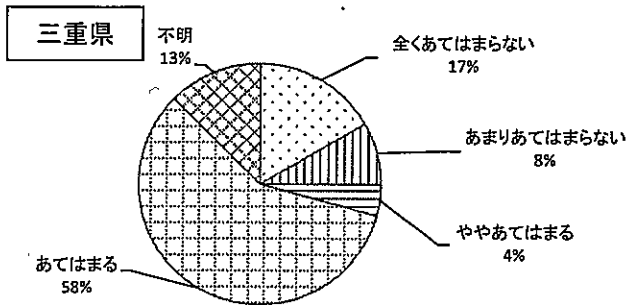
(3)心身の不調について

区分	全くあてはまらない	あまりあてはまらない	ややあてはまる	あてはまる	不明
① 不眠、食欲減退などの症状が1か月以上続いた	4	0	17	75	4
	1	19	25	52	3
② 心身の不調のため、医療機関で治療を受けた	17	8	4	58	13
	16	27	15	41	1
③ 無力感に苛まれた	4	8	21	67	0
	1	8	23	64	4

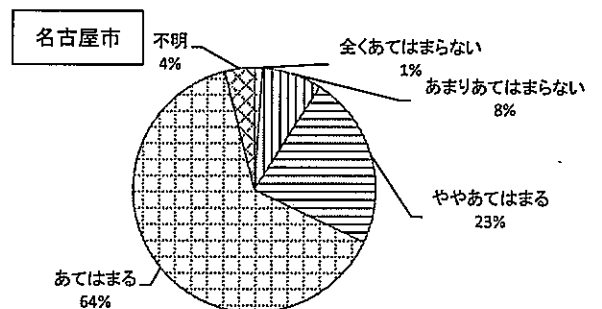
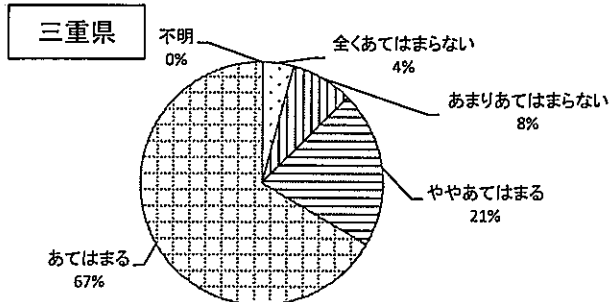
① 不眠、食欲減退などの症状が1か月以上続いた



② 心身の不調のため、医療機関で治療を受けた



③ 無力感に苛まれた



【自由記載による回答】

- 解離症状、感情鈍麻、うつ症状により、現在も通院している。
- 何度も自殺を考えた。
- 事件直後は、突然の出来事に対する心の処理ができず、何も感じられなかったが、日を追うごとに心の不調を感じるようになった。
- 薬を飲まないといくら眠れなくなった。
- 音と暗いところが怖い。
- ストレスによる内臓不調になり、下痢が続いた。
- 事件後2か月ほど食べ物の味がしなかった。
- この先、どうなるのかと不安でいっぱいであった。

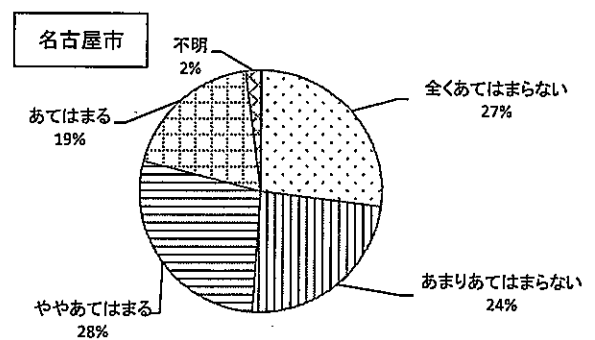
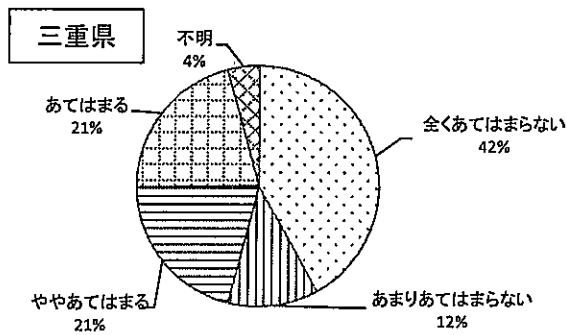
【考察】

心身の不調について、「不眠、食欲減退などの症状が1ヵ月以上続いた」(92%)、「心身の不調のため、医療機関で治療を受けた」(62%)、「無力感に苛まれた」(88%)と、いずれの質問に対しても「あてはまる」「ややあてはまる」と回答された方が多く、すべての項目において、「あてはまる」と回答された割合が最も多いことから、医療機関や専門家によるケアなど、心身に受けた影響から回復できるようにするための保健医療サービスおよび福祉サービスの適切な提供が必要であると考えられます。

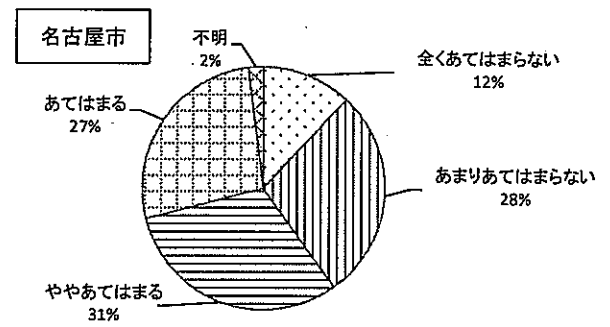
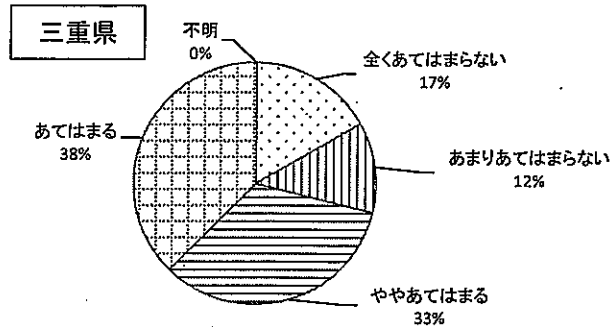
(4)人間関係について

区分	全くあてはまらない	あまりあてはまらない	ややあてはまる	あてはまる	不明
① 事件後、家族関係が悪くなってしまった	42	12	21	21	4
	27	24	28	19	2
② 人目が気になり、外出できなくなった	17	12	33	38	0
	12	28	31	27	2
③ 噂をたてられたり、心ない言葉に傷つけられたりした	34	8	17	33	8
	15	23	21	38	3
④ インターネット等で誹謗中傷を受けた	42	12	13	25	8
	46	17	12	17	8
⑤ 相談できる人がいなかった	29	29	13	25	4
	21	29	19	27	4

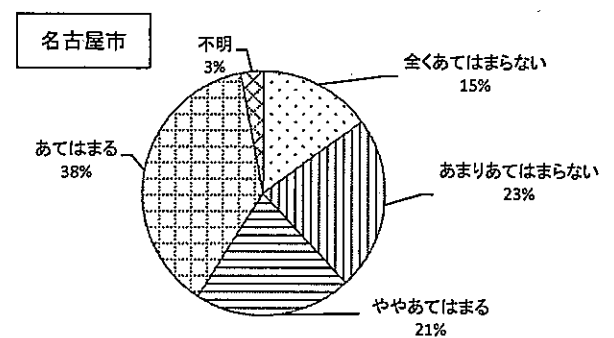
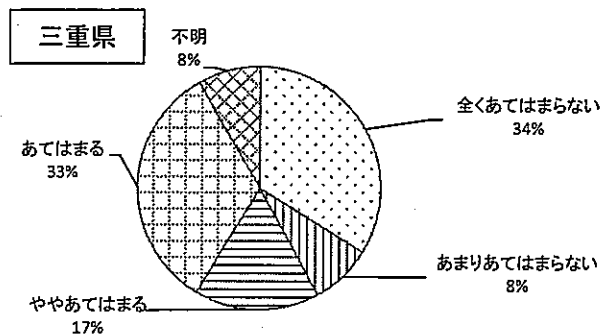
① 事件後、家族関係が悪くなってしまった



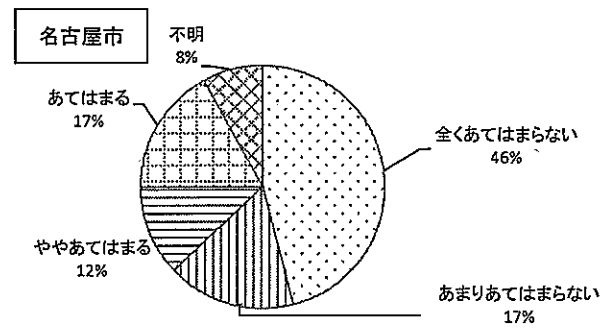
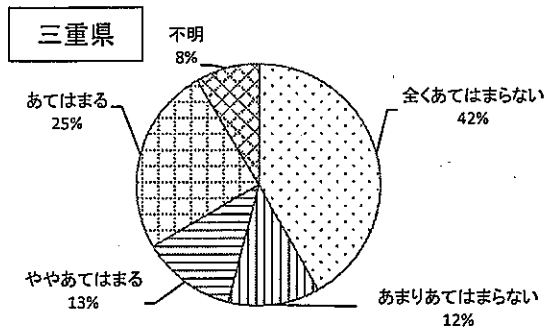
② 人目が気になり、外出できなくなった



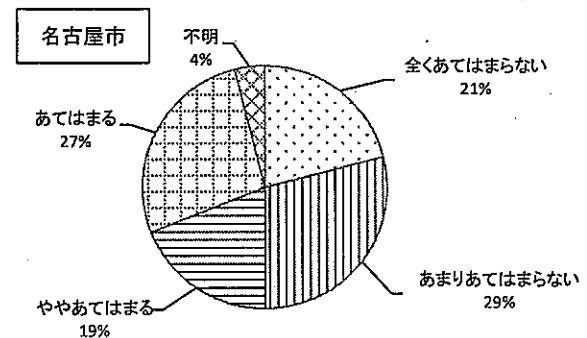
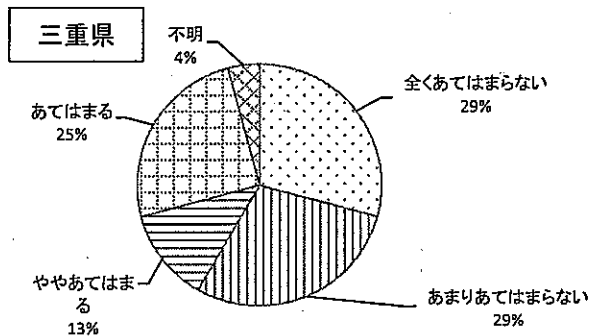
③ 噂をたてられたり、心ない言葉に傷つけられたりした



④ インターネット等で誹謗中傷をうけた



⑤ 相談できる人がいなかった



【自由記載による回答】

- 対人関係がうまくいかなかった。
- しつこく聞かれたうえ、あることないことを勝手に作られ、それが広まった。
- 近所の方に心無い言葉をかけられた。
- 「さぞ、賠償してもらっているのだろう」と言われた。
- 裁判が終わった後も、事件を思い出すようなことを家族から言われる。
- 人の言葉を信用することが怖くなった。
- 人間不信に陥る。
- 職場での嫌がらせや噂、悪口がひどかった。

【考察】

「人目が気になり、外出できなくなった」との質問に対し、「あてはまる」「ややあてはまる」と回答された方が71%であり、また、自由記載において、「職場での嫌がらせや噂、悪口がひどかった」と回答される方がいるなど、犯罪被害者等への理解の促進が必要であると考えられます。

(5) その他、悩まれた問題について

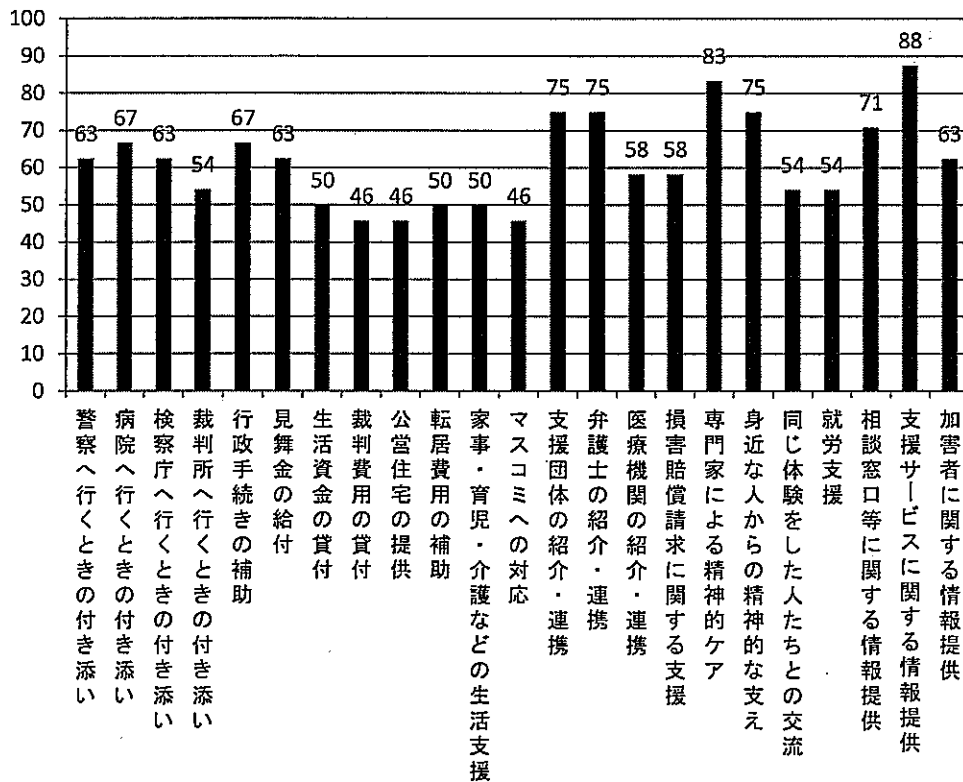
【自由記載による回答】

- 過呼吸や発作に苦しみ、フラッシュバックを頻繁に起こした。
- 自分の生活が一変した。
- 子どもたちを育てることができるのかとても不安になり、心が折れそうになった。
- 被害について、家族が一生背負って生きていくことになる。
- いろいろなことを考えすぎて、前に進む勇気がなかった。
- 生活するのに大変で、生活保護も考えたが、駄目であった。
- 加害者からの再被害が心配。
- 事件の前の気持ちに戻れる日はない。
- 一生、傷が癒えることはない。

必要な支援

問3 事件後に必要な支援について必要だと思うものに○をつけてください(いくつでも)

区分	当県調査 (%)	割合順位	名古屋市調査(%)	
			直後	中長期
① 警察へ行くときの付き添い	63	9位	61	23
② 病院へ行くときの付き添い	67	7位	32	8
③ 検察庁へ行くときの付き添い	63	9位	56	31
④ 裁判所へ行くときの付き添い	54		57	39
⑤ 行政手続きの補助	67	7位	49	17
⑥ 見舞金の給付	63	9位	36	17
⑦ 生活資金の貸付	50		28	19
⑧ 裁判費用の貸付	46		24	25
⑨ 公営住宅の提供	46		17	15
⑩ 転居費用の補助	50		23	19
⑪ 家事・育児・介護などの生活支援	50		48	28
⑫ マスコミへの対応	46		56	23
⑬ 支援団体の紹介・連携	75	3位	56	35
⑭ 弁護士の紹介・連携	75	3位	73	37
⑮ 医療機関の紹介・連携	58		29	20
⑯ 損害賠償請求に関する支援	58		55	41
⑰ 専門家による精神的ケア	83	2位	52	48
⑱ 身近な人からの精神的な支え	75	3位	53	39
⑲ 同じような体験をした人たちとの交流	54		37	55
⑳ 就労支援	54		-	-
㉑ 相談窓口等に関する情報提供	71	6位	-	-
㉒ 支援サービスに関する情報提供	88	1位	-	-
㉓ 加害者に関する情報提供	63	9位	57	61



問3設問において 回答割合の高い上位12項目

区分	当県調査 (%)	割合順位	名古屋市調査(%)	
			直後	中長期
㉒ 支援サービスに関する情報提供	88	1位	-	-
⑰ 専門家による精神的ケア	83	2位	52	48
⑬ 支援団体の紹介・連携	75	3位	56	35
⑭ 弁護士の紹介・連携	75	3位	73	37
⑩ 身近な人からの精神的な支え	75	3位	53	39
㉑ 相談窓口等に関する情報提供	71	6位	-	-
② 病院へ行くときの付き添い	67	7位	32	8
⑤ 行政手続きの補助	67	7位	49	17
① 警察へ行くときの付き添い	63	9位	61	23
③ 検察庁へ行くときの付き添い	63	9位	56	31
⑥ 見舞金の給付	63	9位	36	17
㉓ 加害者に関する情報提供	63	9位	57	61

【自由記載による回答】(その他、必要だと思う支援)

- 通院時の送迎・付き添いは、事件に関係のない、持病等の受診についても適用してほしい。
- 早くに対応方法を知りたかった。
- 難しい言葉が理解できなかった。
- 通院費の補助があれば助かる。
- 金銭面ですぐに支援してもらいたい。
- 事件(事故)後すぐに何かしらの行政からの金銭的な援助があれば、とても助かる。
- 被害者の一切の負担をなくしてほしい。
- 手続きは簡素であるほうがいい。
- すべての支援が必要であると思うが、どこまで必要な支援を届けてくれるのが心配。

【考察】

支援サービスに関する情報の提供、専門家による精神的ケアについてのニーズが高く、各機関に対する付き添い支援、見舞金の給付を望む声も多いことから、これらのニーズに応える各種施策を推進する必要があると考えられます。

受けられた支援

問4 実際に相談された機関・受けられた支援について

【自由記載による回答】

＜支援団体＞

- 電話相談、弁護士紹介、付き添い支援。
- 警察への付き添い、病院への付き添い、検察庁・裁判所への付き添い支援。
- 病院受診の紹介、付き添い支援。
- 事件直後からの、カウンセリングや事務手続きの補助など。
- 奨学金の相談。
- ワンストップ支援。

その他ご意見

問5 その他、支援等に関してのご意見

【自由記載による回答】

- 何かの支援を受けるにも、すべて書類を揃えることが必要で、とても大変であった。
- 慣れないところに行く必要があり、本当に不安であった。
- もう少し早く、自立支援の制度を知っていれば、窓口での負担も経済的負担も軽減できた。
- 今後も継続した支援をお願いしたい。

4 各種審議会等の審議状況について

(平成30年9月14日～平成30年11月20日)

1 三重県自然環境保全審議会 温泉部会

1 審議会等の名称	三重県自然環境保全審議会 温泉部会
2 開催年月日	平成30年11月13日
3 委員	部会長 大野 研 委員 大沼 章子 他3名
4 諮問事項	温泉法に基づく土地の掘削の許可について
5 調査審議結果	温泉法第3条第1項に基づく土地の掘削許可申請（鈴鹿市内、菰野町内）について審議が行われ、許可が適当と認められた。
6 備考	次回開催日：未定

2 三重県立図書館協議会

1 審議会等の名称	三重県立図書館協議会
2 開催年月日	平成30年10月12日
3 委員	会長 東福寺 一郎 副会長 中川 弘文 委員 岡野 裕行 他7名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	平成30年度事業の進捗状況等について意見交換が行われた。
6 備考	次回開催日：平成30年12月21日

3 三重県環境影響評価委員会 小委員会

1 審議会等の名称	三重県環境影響評価委員会 小委員会
2 開催年月日	(1) 平成30年9月18日 (2) 平成30年10月11日 (3) 平成30年11月12日 (4) 平成30年11月15日
3 委員	(1) 小委員会委員長 太田 清久 他9名 (2) 小委員会委員長 太田 清久 他7名 (3) 小委員会委員長 太田 清久 他7名 (4) 小委員会委員長 塚田 森生 他9名
4 諮問事項	(1) (仮称)三重県(南伊勢町)太陽光発電所新築工事用地造成事業に係る簡易的環境影響評価書に対する環境の保全の見地からの意見について (2) (3) 第8期管理型最終処分場建設事業に係る環境影響評価準備書に対する環境の保全の見地からの意見について (4) (仮称)三重県(鳥羽市)太陽光発電所新築工事用地造成事業に係る簡易的環境影響評価書に対する環境の保全の見地からの意見について
5 調査審議結果	三重県環境影響評価条例に基づく各環境影響評価図書について事業者から説明を受け、各図書に記載された内容について審議された。 (1) については、審議結果を三重県環境影響評価委員会の審議結果とし、平成30年10月26日に答申された。
6 備考	次回開催日：未定

